

■ よくある質問（変更手続関係）

Q1. 変更届・変更申請はどのような時に必要ですか。

A1. 下記の場合に必要となります。

- ① 本店の商号(名称)、所在地、代表者 の変更
- ② 支店等の商号(名称)、所在地、代理人 の変更
- ③ 電話番号、FAX番号、メールアドレス の変更
- ④ 建設業許可種別、許可区分 の変更
- ⑤ 組織（個人→法人、有限会社→株式会社など） の変更
- ⑥ 登録印鑑(実印、使用印) の変更
- ⑦ 業種 の変更

※①～⑥は、変更があった場合、速やかに届けてください。

⑦は、随時受付します。(下記 Q3「業種変更の申請手続き・・・」を参照してください。)

Q2. 変更届・変更申請の手続きはどうすれば、いいですか。

A2. 下記のとおりです。

- ① 「提出書類一覧」を参照し、添付書類をご用意ください。
- ② 変更届等様式をプリントアウトし作成してください。

※大阪府競争入札参加資格審査結果の通知書は変更後のものをご用意ください。

- ③ 変更届等と添付書類を下記提出先へ郵送または、持参してください。

提出先：〒541-0042

大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル5階

大阪府住宅供給公社 契約グループ

Q3. 業種変更の申請手続きに際して、特に注意することはありますか。

A3. 下記の点については特にご注意下さい。

- ① 大阪府に登録されている業種への変更に限ります。
- ② 業種変更は、1年度間に1回限りとします。
- ③ 一般競争入札に参加後の業種変更、及び指名後の業種変更は当該年度中はできません。

等級については、大阪府に登録されている等級を適用します。

添付書類は、有効期限内のものを提出してください。

Q4. 業種変更後、入札の参加はいつから出来ますか。

A4. 業種変更後の電子入札参加は、**認定発効日以降の公告分**からとなります。

なお、書類審査後、審査結果の通知を申請者宛に FAX で送信しますので、大切に保管してください。

審査には、概ね1週間程度を要しますので、ご了承願います。

Q5. 新たな経営規模等評価結果が出た場合、届出は必要ですか。

A5. 必要ありません。